

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 農業経営の改善のための農地取得を促進するため、県が利子補給を行う農業近代化資金の対象資金に農地取得に要する資金を追加する。
- (2) 農業金近代化資金の利子補給金の額の計算方法を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 農業経営の改善のための農地取得に要する資金を利子補給の対象資金に追加する。
- (2) 利子補給額の計算方法を融資機関の貸付対象ごとに計算する方法（現行 利子補給率ごとにまとめて計算する方法）に改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
 - イ (2)の改正は、平成19年1月1日から同年6月30日までの期間における利子補給金の額の計算から適用する。

鳥取県農業改良資金貸付規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

(1) 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正

- ア 資金の効率的な運用を図るため、農業者等に対する農業改良資金の貸付けを廃止し、農業者等に対して農業改良資金を貸付ける融資機関への貸付けのみとする。
- イ 小規模農家、兼業農家等が構成する集落を基礎とした営農組織（以下「集落営農組織」という。）の法人化に向けた支援を行うため、一定の要件を満たす集落営農組織を融資機関が行う農業改良資金の貸付けの対象に加える。
- ウ 支払期日を過ぎても償還されない貸付金の回収を促進するため、既に農業者等に貸付けた農業改良資金に係る債権の保全等の事務を鳥取県信用農業協同組合連合会又は債権回収会社に委託できることとする。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

- (1)ウ等に伴い、当該事務等の決裁区分に関し所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部改正

- ア 農業者等に対する農業改良資金の貸付けを廃止する。
- イ 融資機関が行う農業改良資金の貸付けの対象に、一定の要件を満たす集落営農組織を加える。
- ウ 既に農業者等に貸し付けた農業改良資金に係る債権の保全及び取立てに関する事務を鳥取県信用農業協同組合連合会又は債権回収会社に委託できることとする。

- エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

- 農業改良資金の貸付けを受けることが適当である旨の認定に関する事務を部長委任決裁とするほか、所要の改正を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成19年4月1日とする(1)エの一部を除き、公布の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の改正により卸売業務施設の仲卸業務のための利用について許可制度が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) (1)のほか、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)に基づく報告書等様式を見直す。

2 規則の概要

- (1) 卸売業務施設の仲卸業務のための利用について許可制度が設けられたことに伴い、仲卸業務許可証の掲示を卸売業務施設内においても行うこととする。
- (2) 仲卸業務許可申請書等の様式を改める。
- (3) 毎月の水産物の取扱状況について仲卸業者からの報告が廃止されたことに伴い、仲卸業者からの報告の規定を廃止し、取扱状況報告書の様式を改める。
- (4) 卸売業務施設の水産物の荷さばきのための利用に係る利用状況報告を新たに求めることとし、報告書の様式を定める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。ただし、(2)は公布の日から施行する。
 - イ 平成19年3月1日からこの規則の施行の日(アのただし書に規定する日に限る。)までの間に提出された仲卸業務許可申請書及び仲卸業務許可更新申請書は、改正後の規則の規定に基づき提出されたものとみなす。